

## 「高岡市消防団協力事業所表示制度」の導入について

### 1 制度導入の背景・目的

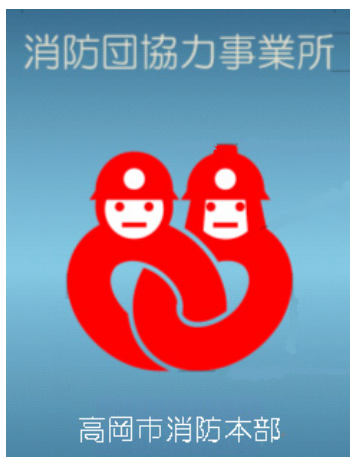
高岡市内の消防団員の約6割がサラリーマンであることから、サラリーマンが入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境の整備が求められている。

このようなことから、事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得るために、事業所の消防団活動への協力を社会貢献として認め、事業所の社会的信頼性の向上につなげると同時に、事業所の協力を通じて、消防団の活性化及び地域防災体制の一層の充実を図ることを目的とする。

### 2 制度概要

事業所の従業員が相当数、消防団に入団している場合や消防団員となった従業員が消防団活動しやすい環境作り等の協力を得ることができた場合は、当該事業所に対し、その証としての表示証（下図）を交付し、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価するもの。

表示証は、事業所の見えやすい場所に表示できるほか、同率に拡大、縮小し、ホームページ、パンフレット、ポスター等に掲載することも可能である。



#### マークのコンセプト

このマークは総務省消防庁が公募し、審査委員会（審査委員長 松本零士氏）において審査が行われ、決定したもの。消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心を併せて表現している。

### 3 表示対象

民間企業等における個々の本店、支店、各種学校、各種協同組合（農業協、漁業協等）、特殊法人も含む。

### 4 認定基準

次のいずれかに該当すれば認定する。

- (1) 従業員が消防団員として、3名以上入団している事業所
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、消防長が特に優良と認める事業所

### 5 今後の予定

平成20年1月1日に「高岡市消防団協力事業所表示制度実施要綱」を施行し、第1回の表示証交付は平成20年3月中に行う予定。